

重要な
お知らせ

口座開設等を行う法人のお客さまへのお知らせ

国内に所在する金融機関等では、2017年1月以降、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下、実特法)に基づき、口座開設等を行う際に税務上の居住地国等を記載した「租税条約実施特例法等に関する届出書」(以下、「実特法等に関する届出書」)の提出をお願いしております。

実特法の改正(2022年1月1日施行)に伴い、新設法人のお客さま(法人設立日以後2年を経過していない法人であって、その事業を開始していない法人)は、以下1.の異動があった場合は、当社に「実特法等に関する届出書」の提出をお願いします。

1. 「実特法等に関する届出書」の提出が必要となる異動

●事業を開始された場合

口座開設後、事業を開始された場合(※)は、当社への届出が必要となります。

(※)事務所の賃貸契約を締結している、社員を雇用している、商談を開始している、商品仕入れを実施している等

●最初の決算期を迎えられた場合

法人設立日後、最初の決算期を迎えられた場合は、当社への届出が必要となります。

上記の異動がある場合は、その異動が発生した年末の銀行営業日もしくは異動が生じた日から3ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに「実特法等に関する届出書」をご提出ください。

2. お知らせ

法人設立日以後2年を経過し、上記異動にかかる届出がない場合は、当社から「実特法等に関する届出書」の提出をお願いするために、お問合せさせていただきます。
ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。



りそな銀行 埼玉りそな銀行



関西みらい銀行



みなと銀行